

令和7年度税制改正「基礎控除の見直し」

経営者様向け 重要ポイント解説

令和7年



BizPlatform

基礎控除が最大47万円引き上げられます

結論

令和7年分から基礎控除が段階的に引き上げ。
低所得層で大幅な負担軽減。

改正のポイント

- 改正前：全員一律 **48万円**
- 改正後：所得に応じ **58万円 ~ 95万円**

最大 +47万円 (合計所得132万円以下)

対象者



給与所得者 (会社員)



自営業者



年金受給者

(合計所得2,350万円以下の全所得者)

令和7年12月から適用開始

- 施行日：令和7年12月1日
- 適用時期：令和7年分の所得税から適用
- 実務開始：令和7年12月の年末調整から対応が必要
- 11月までの対応：令和7年11月までの源泉徴収事務には変更なし



• 施行日：法律が実際に効力を持つ日

• 年末調整：年間の給与から正確な所得税を計算し直す手続き

• 源泉徴収：給与から税金を先に天引きする仕組み

実務対応で重要な3つの変更点



1. 基礎控除額の段階化

従来：全員48万円（統一） → 改正後：所得に応じて58万円～95万円に変動

＊対応：従業員の所得に応じた正確な計算が必須



2. 扶養親族の所得要件が引き上げ

扶養親族の所得上限：48万円以下 → 58万円以下（+10万円）
勤労学生の所得上限：75万円以下 → 85万円以下（+10万円）

＊対応：新たに扶養控除の対象となる親族がないか確認が必要



3. 給与所得控除も同時に引き上げ

給与所得控除の最低保障額：55万円 → 65万円（+10万円）

＊対応：年末調整の計算式が変更

用語注釈：

- ・扶養親族：生計を一にする親族で一定の所得要件を満たす人
- ・給与所得控除：給与所得者が受ける控除。経費のようなもの
- ・所得要件：その制度を受けるために満たす必要がある所得の条件

基礎控除の改正前後の詳細比較

合計所得金額	改正前	改正後(R7-8)	改正後(R9以降)	変更額
132万円以下	48万円	95万円	58万円	+47万円
132-336万円	48万円	88万円	58万円	+40万円
336-489万円	48万円	68万円	58万円	+20万円
489-655万円	48万円	63万円	58万円	+15万円
655-2,350万円	48万円	58万円	58万円	+10万円
2,350万円超	0円	0円	0円	変更なし

Key Points

- ・ 令和7年・8年は特例加算あり（令和9年以降は廃止）
- ・ 令和9年以降、132万円超655万円以下は全て58万円に統一

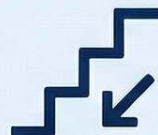
所得制限の仕組みを理解する



第1段階： 基本的な基礎控除

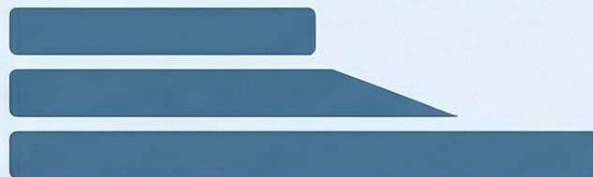
- 合計所得金額 2,350万円以下：
基礎控除あり
- 2,350万円超：基礎控除なし
(最多の人が落入れたもの)

2,350万円



第2段階：段階的な控除額 (令和7-8年)

- 132万円以下：95万円 (最大)
- 132万円～655万円：段階的に減少
- 655万円～2,350万円：58万円



第3段階： 令和9年以降の統一

- 132万円～655万円：全て58万円
に統一
(特例加算は廃止されます)



用語注釈

- 所得制限：制度を受けるための所得の上限
- 段階的：段階を追って徐々に変わること
- 統一：バラバラなものを一つに揃えること

令和9年以降の変更に備える

改正内容③ 時限措置と注意点

令和7年・8年



特例加算あり

- ・合計所得 132万円～655万円の層は、基礎控除に上乘せがある（95万～63万円）。

令和9年以降



特例加算廃止

- ・合計所得 132万円～655万円の層は、全て58万円に統一。控除額が減少します

企業の対応

令和9年の年末調整で再度システム更新と従業員説明が必要。

令和7年12月の年末調整で実施すべきこと



従業員への確認

- 新たな扶養親族（所得48万円超58万円以下）がないか確認
- 「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける



新しい申告書の受領

- 「基礎控除申告書 兼 特定親族特別控除申告書」等の受領
- 従業員の合計所得金額の正確な把握が必須



改正後の控除額で計算

- 新しい基礎控除額（段階的）を適用
- 給与所得控除も55万円→65万円に引き上げ



特定親族特別控除への対応

- 19歳以上23歳未満の親族を確認
- ※適用は令和8年1月給与から（今回の年末調整計算には含めないが申告書は必要）

【重要】 令和7年11月までは現行制度。令和7年12月の年末調整から新制度適用。

用語注釈： ・ 年末調整：年間の給与から正確な所得税を計算し直す手続き ・ 扶養控除：配偶者や子どもなど扶養親族がいる場合の控除
・ 源泉徴収：給与から税金を先に天引きする仕組み

令和7年分確定申告から新制度を適用

確定申告に向けた主要な対応ポイント



対応1：基礎控除額の確認

- 令和7年分から新額適用
- 所得制限（2,350万円以下）に注意



対応2：所得の正確な計算

- 全所得（給与・事業・年金）を合算
- 段階的控除のため正確な計算が必須



対応3：扶養親族の要件確認

- 所得上限引上げ（48万円 → 58万円以下）
- 新たな対象者がいないか確認



対応4：特定親族特別控除

- 19歳～22歳の親族が対象
- 親族の所得：58万円超～123万円以下

用語注釈：

- 確定申告：年間の所得と税金を確定させる手続き
- 給与所得：会社から受ける給与
- 事業所得：自営業などから得る所得

Q1：なぜ基礎控除が段階的に変わるのか？

なぜ全員一律ではなく、段階的に変わるのですか？

 回答：低所得層への税負担軽減を重視したためです。

Reason 1: 低所得層（132万円以下）の負担を大幅軽減（+47万円）

Reason 2: 高所得層との公平性を確保

比較例


年収200万円

48万円 → **95万円**
(大幅UP!)


年収800万円

48万円 → **58万円**
(+10万円)

Q2：令和9年以降、基礎控除はどうなるのか？

Question

「令和9年以降、基礎控除がどう変わるのか？」

Answer

令和9年以降、特例加算が廃止され、基本的に**58万円に統一**されます。

Key Changes (Comparison)

令和7-8年（現在）	令和9年以降（将来） 
<ul style="list-style-type: none">• 特例加算あり（最大95万円）<ul style="list-style-type: none">◦ 132万円超～655万円以下は段階的（88万, 68万, 63万）	<ul style="list-style-type: none">• 特例加算 廃止<ul style="list-style-type: none">◦ 132万円超～655万円以下は全て 58万円に統一 <p> *注意: 低所得層の控除額が減少する可能性があります*</p>

Corporate Impact

- 令和9年分の年末調整で再度システム更新が必要
- 従業員への説明が必要

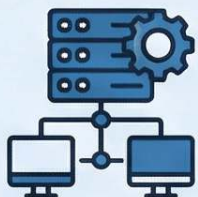
用語注釈

- 特例加算：通常の控除に上乗せされる追加額
- 暫定的：一時的、期間限定の意味
- 廃止：制度を終わらせること

Q3：企業として何を準備すべきか？

Question: 企業として、令和7年12月の年末調整に向けて何を準備すべきか？

Answer: 企業は以下の4つの準備が必要です。



1. 給与計算システムの更新

- 新控除額・計算式への対応確認



2. 従業員への説明

- 基礎控除引上げ・新申告書の周知



3. 申告書の準備

- 「基礎控除申告書」等の配布準備



4. 人事・総務部門の研修

- 新制度の理解と質問対応の準備

9月-10月
システム更新・準備

11月
従業員説明・申告書配布

12月
新制度で年末調整実施

用語注釈：
・給与計算システム：給与を計算するコンピュータシステム
・年末調整：年間の給与から正確な所得税を計算し直す手続き
・申告書：税務申告のための書類